

第 67 回大阪市廃棄物減量等推進審議会 次第

日 時：令和 5 年 1 月 27 日（金）

14 時から

場 所：大阪市環境局第 2 会議室

1 開会

2 議事

- ・ 令和 3 年度のごみ処理量について
- ・ 今後のごみ減量施策について
- ・ その他

3 閉会

大阪市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(令和4年12月16日現在)

役職	氏名	職名	位置付け
委員	飯田 容子	大阪府生活協同組合連合会理事	消費者団体
委員	石村 雄一	近畿大学経済学部経済学科特任講師	学識経験者（環境経済学）
委員	柴田 吉子	特定非営利活動法人ごみゼロネット大阪理事	市民活動団体 （ごみ減量の推進等関係）
委員	嶋津 治希	近畿大学理工学部社会環境工学科教授	学識経験者（環境工学）
委員	清水 万由子	龍谷大学政策学部准教授	学識経験者（環境社会学）
委員	武智 虎義	大阪市地域振興会副会長	市民代表
委員	仲谷 圭司	近畿百貨店協会	事業者（流通関係）
委員	永田 ゆかり	大阪市地域女性団体協議会副会長	市民代表
委員	林 晃大	近畿大学法学部教授	学識経験者 （行政法、環境法）
委員	林 幹二	日本チェーンストア協会関西支部参与	事業者（流通関係）
委員	原 圭史郎	大阪大学大学院工学研究科教授	学識経験者 （環境・エネルギー政策、 都市環境工学）
委員	福光 真紀	弁護士	学識経験者（弁護士）
委員	松本 敬介	大阪商工会議所産業部部長	大阪市の区域内の公共的団体等の代表者（経済団体）
委員	水谷 聡	大阪公立大学大学院工学研究科准教授	学識経験者（環境工学）

(50音順・敬称略)

大阪市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成5年大阪市条例第4号)第33条の2第6号の規定に基づき、大阪市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成7年8月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大阪市廃棄物減量等推進審議会 傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までに、2に規定する「傍聴者の遵守事項」に承諾の上、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話等は、受信音等を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、審議会の会長又は事務局は、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。